

## 義務船舶地球局陸上保守委託に係る契約約款

K D D I 株式会社

### (委受託)

第1条 甲は、乙が所有または運航する本契約書記載の船舶地球局(以下「本件船舶地球局」という。)の免許人として、電波法第35条第2項ならびに同法施行規則第28条の5第4項、同第5項及び同第6項の規定に基づき行うべき義務船舶地球局の保守業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとします。

2 乙は、前項により甲から受託した業務(以下「本件陸上保守業務」という。)を、本契約締結後速やかに、本件船舶地球局の無線設備の保守に適任と考えられる保守業者に再委任するものとし、その後速やかに、再委任契約に係る契約書の写しを甲に提出するものとします。

3 乙は、前項により再委任した本件陸上保守業務の遂行については、善良な管理者の注意を以てこれを監督するものとします。

### (対価)

第2条 乙は、前条各項の業務遂行を乙の責任と負担において行うものとし、甲は、同業務遂行に対する対価を乙に支払いません。

### (求償)

第3条 甲は、次の各号に掲げる責任または費用を甲が負担することとなった場合には、その補償を乙に請求できるものとします。但し、甲の故意または重大な過失により発生した責任または費用を除きます。

(1) 乙が本契約の条項に違反する等により、法令に課せられた甲の義務の履行に支障をきたしたことを理由として、本件陸上保守業務に係る費用を甲が支出した場合における、その費用及びそれに付帯する諸費用の全額

(2) 前号の他、本件陸上保守業務に関して生ずる一切の責任と費用

### (甲の行う解約)

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を直ちに解約することができるものとします。

(1) 本契約の条項に違反する等により、法令により課せられた甲の義務の履行に支障をきたしたとき

(2) 乙が本契約に定める義務に違反し、2週間の猶予を伴う甲からの是正要求に従わなかったとき

### (乙の行う解約)

第5条 乙は、本件船舶地球局に係る海事衛星通信サービス使用契約を解除することはできません。但し、本件船舶地球局に関し、電波法第35条第2項に定める陸上保守に代え、同法第35条第3項に定める船上保守を希望する場合において、甲乙間で別途船上保守の甲から乙への委託に係る契約を締結したときには、この限りではありません。

### (契約期間)

第6条 本契約は、契約締結とともに発行し、次の各号のいずれかに該当する事態の発生により終了するものとします。

(1) 本件船舶地球局設備が消滅したとき

(2) 本件船舶地球局に係る甲乙間の海事衛星通信サービス使用契約が終了したとき

### (精算)

第7条 甲及び乙は、本契約終了の場合、速やかに、本契約に係る甲乙間の債権債務を誠意を以て精算するものとします。

### (協議)

第8条 本契約に定めのない事項または本契約に関し疑義の生じた事項については、甲乙誠意を以て協議し、これを解決するものとします。

### (専属的合意管轄)

第9条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 義務船舶地球局船上保守委託に係る契約約款

K D D I 株式会社

### (委受託)

第1条 甲は、乙が所有または運航する本契約書記載の船舶地球局(以下「本件船舶地球局」という。)の免許人として、本件船舶地球局の無線設備(以下「本件船舶地球局設備」という。)に係る電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「法施行規則」という。)等に定める次の各号に掲げる業務(以下「本件船上保守関連業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとします。

(1) 法第35条第3号に定める措置

(2) 法第50条第2項及び法施行規則第36条に定める無線従事者の配置

2 甲は、前項第1号の措置に関して本件船舶地球局設備に備え付けなければならないものについて、法施行規則第28条の5及び郵政省告示第73号(平成4年1月31日)に基づき、別途乙に指示するものとし、乙はこれに従います。

3 甲は、前項第1項第2号の本件船舶地球局に配置しなければならない無線従事者について、別途乙に指示するものとし、乙はこれに従います。

### (対価)

第2条 乙は、本件船上保守関連業務については、乙の責任と負担において行うものとし、甲は、同業務に対する対価を乙に支払いません。

### (求償)

第3条 甲は、次の各号に掲げる責任または費用を甲が負担することとなった場合には、その補償を乙に請求できるものとします。但し、甲の故意または重大な過失により発生した責任または費用を除きます。

(1) 乙が本契約の条項に違反する等により、法または法施行規則等(以下総じて「法令」という。)により課せられた甲の義務の履行に支障をきたしたことを理由として、本件船上保守関連事項の実施に係る費用を甲が支出した場合における、その費用及びそれに付帯する諸費用の全額

(2) 前号の他、本件船上保守関連事項の実施に関して生ずる一切の責任と費用

### (甲の行う解約)

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を直ちに解約することができるものとします。

(1) 本契約の条項に違反する等により、法令により課せられた甲の義務の履行に支障をきたしたとき

(2) 乙が本契約に定める義務に違反し、2週間の猶予を伴う甲からの是正要求によってもなお当該義務違反を是正しなかったとき

(3) 乙が、前条に定める費用の支払いを怠り、または怠るおそれがあると合理的に認められるとき

### (乙の行う解約)

第5条 乙は、本件船舶地球局に係る甲乙間の海事衛星通信サービス使用契約を解除することなく本契約を解約することはできません。但し、法第35条に定める措置の要件を満たせる場合には、この限りではありません。

### (契約期間)

第6条 本契約は、契約締結とともに発行し、次の各号のいずれかに該当する事態の発生により終了するものとします。

(1) 本件船舶地球局設備が消滅したとき

(2) 本件船舶地球局に係る甲乙間の海事衛星通信サービス使用契約が終了したとき

(3) 法令が改正されたこと等により、甲が本件船舶地球局設備について法第35条第3号の義務を免れることとなったとき

(4) 前条の但し書きに該当する場合に、乙が本契約を解除する旨甲に通知したとき

### (精算)

第7条 甲及び乙は、本契約が解約されまたは終了した場合、速やかに、本契約に係る甲乙間の債権債務を誠意を以て精算するものとします。

### (協議)

第8条 本契約に定めのない事項または本契約に関し疑義の生じた事項については、甲乙誠意を以て協議し、これを解決するものとします。

### (専属的合意管轄)

第9条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

